

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人佐藤会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市北区弓削五丁目12番25号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和38年3月2日

(4) 設立登記年月日 昭和38年3月4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	池田 英世	
理 事	相澤 明憲	弓削病院管理者
同	池田 倫子	
同	須古 修二	
同	西山 浩介	
同	中田 滋寛	
同	平田 慎一	
同	野口 初代	
監 事	福田 道博	税理士 福田税理士事務所
同	秋岡 隆敏	税理士 宮城哲久税理士事務所
評 議 員	井上 輝生	有識者 株式会社グロスネット代表取締役
同	江藤 晶	有識者 熊本保健科学大学(前)教授
同	大森 啓子	地 域 弓削校区第5町内(前)民生委員
同	上玉利好教	地 域 弓削校区自治協議会(前)会長
同	志垣伸太郎	有識者 九州中央リハビリテーション学院理事長
同	白濱 良一	地 域 弓削病院(前)総務部長
同	田中 素美	有識者 介護老人保健施設おおつかの郷施設長
同	田上 賢	地 域 弓削校区第4町内自治会顧問
同	三輪 高市	有識者 鈴鹿医療科学大学薬学部教授
同	吉田 勇	有識者 熊本大学大学院社会文化科学研究科(前)教授

評議員	永井 正幸	有識者 社会福祉法人清陽会理事長
同	原村 憲司	有識者 弁護士 原村法律事務所
同	岩谷 典学	有識者 医師 熊本県総合保健センター相談役
同	近藤 弘久	有識者 医師 ソニーセミコンダクタ(株)産業医
同	山田 一隆	有識者 医師 高野病院理事長
同	福島 清子	地 域 弓削病院 OB (元栄養科科長)

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	弓削病院	熊本県熊本市北区弓削五丁目 12番25号	精神病床 160床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
地域活動支援センター	熊本県熊本市北区弓削五丁目 11番11号	地域生活支援センター アシスト
一般相談支援事業	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘 一丁目9番1号	地域生活支援センター アシスト
特定相談支援事業	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘 一丁目9番1号	地域生活支援センター アシスト
福祉ホーム	熊本県熊本市北区弓削五丁目 11番11号	福祉ホームあすなる 29戸（交流室含む）

熊本市の委託を受けて行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に定める基幹相談支援センター事業	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目9番1号	熊本市障がい者相談支援センターアシスト
障害児相談支援事業	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目9番1号	地域生活支援センターアシスト
居宅サービス事業 訪問看護	熊本県熊本市北区弓削五丁目11番11号	訪問看護ステーション
介護予防サービス事業 介護予防訪問看護	熊本県熊本市北区弓削五丁目11番11号	訪問看護ステーション

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月28日下記事項について、社員総会にて承認

- ・令和3年度 決算報告・監査報告
- ・令和3年度 事業報告
- ・令和3年度 剰余金の処理について
- ・諸手続き申請に関する件
特定医療法人継続申請
定款変更並びに登記申請に関する件（訪問看護ステーション開設）
- ・その他
令和5年度役員報酬に関する件

令和4年5月28日下記事項について社員総会承認事項を、評議員会にて同意

- ・令和3年度 決算報告・監査報告
- ・令和3年度 事業報告
- ・令和3年度 剰余金の処理について
- ・諸手続き申請に関する件
特定医療法人継続申請
定款変更並びに登記申請に関する件（訪問看護ステーション開設）
- ・その他
令和5年度役員報酬に関する件

令和4年7月24日（臨時）社員総会

- ・理事、監事任期満了に伴う役員変更に関する件（重任）

令和5年3月25日下記事項について、社員総会にて承認

- ・『長期計画』『中期計画』変更（案）承認の件
- ・『基本方針』一部変更（案）承認の件
- ・令和4年度総括及び令和5年度『事業計画』
- ・令和5年度『病院組織図』
- ・令和5年度予算（案）承認の件
- ・令和5年度借入金額の最高限度額の決定承認の件

令和5年3月25日下記事項について、社員総会承認事項を、評議員会にて同意

- ・『長期計画』『中期計画』変更（案）承認の件
- ・『基本方針』一部変更（案）承認の件
- ・令和4年度総括及び令和5年度『事業計画』
- ・令和5年度『病院組織図』
- ・令和5年度予算（案）承認の件
- ・令和5年度借入金額の最高限度額の決定承認の件

- | | |
|---------------------------------|------|
| (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債 | 特になし |
| (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債 | 特になし |
| (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設 | 特になし |
| (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 | 特になし |
| (9) その他 | 特になし |

様式 2

法人名 医療法人 佐藤会
所在地 熊本市北区弓削五丁目 1 2 番 2 5 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	3,623,599 千円
2. 負 債 額	1,985,916 千円
3. 純 資 産 額	1,637,683 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,155,188
B 固 定 資 産		2,468,411
C 資 産 合 計 (A + B)		3,623,599
D 負 債 合 計		1,985,916
E 純 資 産 (C - D)		1,637,683

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 佐藤会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区弓削五丁目12番25号

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,155,187	I 流 動 負 債	152,094
現金及び預金	469,524	支払手形	0
事業未収金	355,241	買掛金	26,484
有価証券	18,150	短期借入金	0
たな卸資産	7,446	未払金	104,836
前渡金	1,385	未払費用	0
前払費用	11,877	未払法人税等	6,101
繰延税金資産	33,363	未払消費税等	1,809
その他の流動資産	258,201	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	2,468,412	前受金	540
1 有 形 固 定 資 産	2,442,747	預り金	11,217
建物	1,976,976	前受収益	0
構築物	65,243	引当金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	1,107
その他の器械備品	28,410	II 固 定 負 債	1,833,822
車両及び船舶	404	医療機関債	0
土地	359,284	長期借入金	1,833,822
建設仮勘定	12,430	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	15,008	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	1,985,916
ソフトウェア	14,030	純資産の部	
その他の無形固定資産	978	科 目	金 額
3 その他の資産	10,657	I 資本準備金	1,044,730
有価証券	0	II 繰越利益剰余金	592,953
長期貸付金	0		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	0		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	10,657	純資産合計	1,637,683
資産合計	3,623,599	負債・純資産合計	3,623,599

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 佐藤会
所在地 熊本市北区弓削五丁目 1 2 番 2 5 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,902,685
2 事業費用		
(1)事業費	1,808,282	
(2)本部費		
本来業務事業利益		94,403
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		46,969
2 事業費用		50,084
附帯業務事業損失		△ 3,115
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		91,288
II 事業外収益		
受取利息	68	
その他の事業外収益	51,451	51,519
III 事業外費用		
支払利息	19,019	
その他の事業外費用	98,038	117,057
経常利益		25,750
IV 特別利益		
固定資産売却益	620	
その他の特別利益	19,256	19,876
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		45,626
法人税・住民税及び事業税	8,318	
法人税等調整額	0	8,318
当期純利益		37,308

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 佐藤会
所在地 熊本市北区弓削五丁目12番25号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 佐藤会

理事長 池田 英世 殿

私たちは、医療法人佐藤会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告致します。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、即ち財産目録、貸借対照表 及び 損益計算書の監査を実施致しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 5 月 18 日

医療法人 佐藤会

監事



監事

